

平成30年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成31年 1月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成31年1月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成31年1月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成31年1月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	平成31年1月25日 13時58分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	△
	8	伊藤 友美	○	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	△				

遅延：議席番号17 竹田和夫 13：17 着席

遅延：議席番号10 中村一彦 13：26 着席

議事録署名委員	議席番号 6番	大森 直子	議席番号 15番	藤原 純子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。相互に礼をお願いします。

（礼）

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の憲章をお願いします。憲章前文の朗読を議席番号5番 國司功 委員をお願いします。朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは國司委員お願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお願いします。3番の欠席委員でございます。10番 中村一彦 委員と17番 竹田和夫 委員が欠席でございますが、連絡がございません。現在欠席委員が2名、出席委員が17名でございます。以上報告といたします。

それでは、会長、進行をお願い致します。

議長（山本会長）

ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には6番 大森直子 委員と15番 藤原純子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第9回総会の会期についてお諮りいたします。

第9回総会の会期は平成31年1月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成 30 年度第 9 回総会の会期は、平成 31 年 1 月 25 日の 1 日間とすることに決定致しました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成 30 年度第 11 回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の 3 ページをお開き下さい。平成 30 年度第 11 回運営委員会報告を致します。平成 31 年 1 月 10 日(木)午前 9 時半から八幡平市役所 3 階大会議室におきまして行われました。内容は、3 項目の報告を行いました。内容は、4 ページに記載しております。続きまして、5 項目の協議を行いました。内容は、4 ページから 6 ページに記載しております。それでは協議内容についてご説明致します。要点のみとさせていただきます。4 ページの左中ほどをご覧ください。

協議事項 1 項目め。農地利用最適化推進委員、区域松野・寄木地区の再募集についてとなります。再募集の実施について協議を行い運営委員全員の賛成を得たところがございます。この賛成により運営委員会で再募集を実施する事に決定となりました。それでは、5 ページをご覧ください。同じく運営委員会で再募集要項についても行き、原案のとおり決定になったところがございます。それを受けまして、再募集の実施及び募集要項の内容について本日の農業委員会議で協議・決定を行う事になったものがございます。

2 項目め。農地利用最適化推進検討会の開催についてとなります。こちらも開催についての協議を行い開催する事となりましたが、開催までの日程が何分短いため運営委員会で開催する事で決定とさせて頂いたものがございます。

3 項目め。農業委員と認定農業者役員との意見交換会への参加についてとなります。こちらも参加について協議を行い運営委員全員に異議なしとされたところがございます。会議の開催日の関係上により運営委員会の決定に基づき参加する事とし、農業委員の皆様へ開催の周知を行い参加の依頼を行う事とさせて頂き、委員の皆様にお送りした開催案内の文書送付となったものがございます。

4 項目め。八幡平市議会改革推進会議研修会への参加についてとなります。こちらも参加をするかどうかという協議を行い運営委員で参加をすると決定され、先ほどの農業委員と認定農業者との意見交換会と同じ対応をさせて頂いたものがございます。

5 項目め。第 4 回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議の進行についてとなります。協議の内容は資料 6 ページとなります。協議の結果と致しまして本日の農業委員会議でもう一度内容の説明を致し、3 月 25 日に開催される合同会議で推進委員を含めて説明を行い内容の確認を行う事としております。

5・その他となります。第 3 回農業委員・推進委員合同会議の中で、3 番工藤孝雄推進委員より出された質問に対しての回答という事で取り扱いの協議を行いました。その結果でございますが、本日の農業委員会議で回答内容を検討し、3 月 25 日の合同会議で委員全員に説明を行う事とし、文書での回答は行わない事としております。併せまして同じ会議でございますが、4 番高橋

正志委員と5番國司功委員より出されましたアンケートの省略化の質問についても説明を行いました。協議の結果、先ほどと同じ取り扱いをさせて頂く事でこれから行われます農業委員会議の中でご協議頂くものでございます。

以上、平成30年度第11回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成31年1月25日。運営委員長 山本範夫。

以上でございます。

議長（山本会長）

ただいまの「平成30年度第11回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の7ページをご覧ください。平成30年12月25日から平成31年1月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から5) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、6) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は1月16日水曜日でございます。12件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、13番委員 高橋由則 委員、14番委員 古川美枝子 委員、15番委員 藤原純子 委員の3名でございます。また、事務局からは畑山事務局長、高橋主任、古川主事、私の4名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は10件となっております。

申請番号1、松尾寄木第2地割213、畑、118㎡を含む17筆34,231㎡です。経営移譲年金受給による使用貸借権の再設定です。申請地は今まで野菜等を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2、田頭第17地割56、田、1,134㎡を含む17筆19,750㎡です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号3、帷子第8地割31-1、畑、403㎡を含む19筆23,615㎡です。経営移譲年金受給による使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯でタバコを作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号4、平館第28地割53、田、332㎡を含む7筆4,248㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号5、帷子第6地割58-106、原野、628㎡を含む12筆32,842.87㎡です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地は今まで世帯で牧草を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号6、松尾寄木第12地割157、田、435㎡を含む4筆4,960㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで使用貸借により水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号7、松尾寄木第11地割608、畑、3,262㎡を含む5筆8,063㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号8、下の田55-1、田、879㎡を含む11筆15,796㎡です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地は今まで世帯で飼料米等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号9、松尾寄木第37地割105-2、田、802㎡です。交換による所有権移転です。申請

地は今まで譲渡人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 10、松尾寄木第 37 地割 104 - 2、田、802 m²です。交換による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請地の明細については次の 4 から 6 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 13 番 高橋由則 委員にお願いいたします。

13 番（高橋委員）

はい、13 番の高橋です。それでは、現地調査の報告をします。

申請番号 1 番ですが、位置は、柏台小学校から北へ約 3 km の地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、田頭小学校から西へ 600 m の地点です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、寺田小学校から南へ約 2.3 km の地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯でタバコを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は西根総合支所から北東へ約 1.7 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5 番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約 3.8 km の地点に点在しています。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6 番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約 2.1 km の地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、使用貸借により水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約 2.7 km の地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は、安代インターチェンジから北東へ約 5 km の地点に点在しています。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で飼料米等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、松尾中学校から南へ約330mの地点です。交換による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号10番ですが、位置は、松尾中学校から南へ約300mの地点です。交換による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

申請番号1、平館第9地割128-1、畑、918㎡でございます。転用の目的は、売買による駐車

場の敷設となっております。内容につきましては、駐車場及び通路が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号13番 高橋由則 委員にお願いします。

13番（高橋委員）

議案第2号の現地調査の報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から南へ約300mの地点です。転用の目的は、売買による従業員用駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。既存の駐車場を資材置場として利用する為、新たに駐車場が必要なことから、会社に近い申請土地を選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、第3種農地は原則許可となっております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上、ご審議ほどお願いします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。
事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、大更第36地割145-4、畑、85㎡でございます。現況は、自宅の進入路及び庭として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 高橋由則 委員に
お願いします。

13番（高橋委員）

現地調査の報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は西根総合支所から東へ約800mの地点です。現況は、自宅の進入路及び庭として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、昭和54年頃から自宅への進入路として使用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

それでは、「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は、24件となっております。

申請番号1番から6番までは賃貸借権の再設定です。

続いて新規の申請について説明いたします。

申請番号7、平館第25地割256-1、田、2,882㎡を含む2筆3,475㎡です。申請番号8、田頭第17地割204、田、1,547㎡を含む3筆3,245㎡です。申請番号9、平笠第19地割305-1、田、880㎡を含む8筆12,328㎡です。申請番号10、松尾第18地割80、田、2,396㎡を含む3筆5,295㎡です。申請番号11、曲田367-1、田、1,163㎡を含む3筆9,231㎡です。申請番号12、細野199-1、畑、19,012㎡を含む3筆39,421㎡です。申請番号13、大更第38地割360、2,772㎡を含む6筆17,248㎡です。申請番号14、平笠第23地割17-9、5,659㎡を含む10筆19,556㎡です。

続いて所有権移転です。申請番号15、帷子第17地割17-14、田、1,526㎡を含む7筆9,303㎡です。

続いて中間管理事業へ賃貸借権の設定です。申請番号16、堀切第2地割78-1、田、430㎡を含む11筆11,622㎡です。申請番号17、松尾第31地割152、田、3,222㎡を含む6筆11,604㎡です。申請番号18、松尾第5地割1107、田、5,590㎡を含む16筆23,605㎡です。申請番号19、西根寺田第4地割69-1、畑、7,350㎡を含む19筆30,430㎡です。申請番号20、松尾第6地割168、田、1,127㎡を含む9筆8,743㎡です。

続いて中間管理事業へ使用貸借権の設定です。申請番号21、帷子第13地割150、田、669㎡を含む2筆1,658㎡です。申請番号22、帷子第10地割111、田、765㎡を含む2筆1,729㎡です。申請番号23、野駄第10地割39、田、967㎡を含む4筆3,178㎡です。

中間管理事業を活用した所有権移転です。申請番号24、荒木田第11地割34-2、田、2,045㎡です。

申請地の明細については次の17から20ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

それでは、申請番号5番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号18番 石羽根正志 委員の退席を求めます。

（18番 石羽根正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号5番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号5番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号5番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号18番 石羽根正志 委員の着席を求めます。

（18番 石羽根正志 委員 着席確認）

議長（山本会長）

それでは、申請番号9番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号4番 高橋正志 委員の退席を求めます。

（4番 高橋正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号9番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号9番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号9番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号4番 高橋正志 委員の着席を求めます。

（4番 高橋正志 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号5番、9番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号5番、9番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号5番、9番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案22ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は7件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

1、堀切第2地割78-1、田、430㎡を含む11筆11,622㎡です。2、帷子第10地割111、田、765㎡を含む4筆3,387㎡です。3、松尾第8地割135、田、2,970㎡を含む20筆26,852㎡です。4、松尾第5地割1107、田、5,590㎡を含む2筆8,357㎡です。5、西根寺田第4地割69-1、畑、7,350㎡を含む19筆、30,430㎡です。6、野駄第10地割39、田、967㎡を含む4筆3,178㎡です。7、松尾第6地割168、田、1,127㎡を含む9筆8,743㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の28ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸借のあっせんが3件と売渡のあっせんが2件の合計5件です。

申請番号1、大更第25地割290、田、2,110㎡です。

申請番号2、大更第40地割158-1-1、畑、15,899㎡を含む3筆18,137㎡です。

申請番号3、平館第31地割63-1、田、627㎡を含む5筆4,461㎡です。

申請番号4、松尾寄木第29地割345、田、1,481㎡です。

申請番号5、松尾寄木第6地割34-1、畑、4,021㎡を含む17筆20,066㎡です。

申請地の明細については、次のページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の17ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、JR大更駅から北へ約450mとなります。申請地は、自己保全の農地です。申請者が病気となったため、耕作できる状態ではなく、長男は遠野市に在住で、周囲の人に声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。契約が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのことです。

続いて関係資料の20ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、西根総合支所から東へ約4.2kmとなります。申請地は基盤法に基づく賃貸借により牧草をつけていた農地です。申請者は契約継続を希望していましたが、相手方より営農規模縮小のため契約解除したい旨の連絡がありました。申請者は盛岡市在住のため、耕作できる状態ではなく、後継者もいないため、あっせんを申し出ました。母が亡くなってからの相続の手続きは完了していませんが、窓口で相談があった際に、相続の手続きを進めるよう話しております。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の23ページをお開きください。申請番号3ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約1.8kmとなります。申請地は、農地法3条の契約により耕作していましたが、相手方より継続できないと連絡がありました。農業を後継する者がいないので、あっせんを申し出ております。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の26ページをお開きください。申請番号4ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約600mとなります。申請地は、基盤法の契約により耕作しておりましたが、相手方より契約更新できないと連絡がありました。申請者は高齢で耕作できる状態ではなく、子は現在、紫波町に在住ですが、高齢となってきたので通っての耕作はできないことから、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の29ページをお開きください。申請番号5ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから南西へ約1.7km、松尾中学校から南東へ約800m、寄木小学校から北へ約400m地内に点在しております。申請地は、数年間不耕作の状態の農地です。申請者は一人世帯ですが、病気のため数年前から施設に入所しており、耕作できる状態ではありません。親族内に後継者はなく、あつせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

併せて、関係資料の5ページ6ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あつせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地移動適正化あつせん事業によるあつせんについて』は、農地移動適正化あつせん事業実施要領4に基づく「農地あつせん」を行うことに決定されました。

これより、「あつせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あつせん農地は、西根南地区および西根北地区ならびに松尾地区の属地でありますので、その地区の方々があつせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、1番。

1番（三浦委員）

議席番号1番の三浦美恵子です。

申請番号1番・2番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となっております。申請番号1番については、議席番号16番 松村勝彦 委員、議席番号17番 竹田和夫 委員の二人で受けたいと思います。続きまして、申請番号2番については、議席番号2番 日戸重雄 委員と私の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

はい、熊澤委員。

7番（熊澤委員）

議席番号7番の 熊澤 威人です。

申請番号3番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となっておりますので、議席番号13番 高橋由則 委員と私とで受けたいと思ひます。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

松尾地区。

12番（立柳委員）

12番の 立柳優です。

申請番号4番・5番ですが、あっせん農地は松尾地区の属地となりますので、議席番号18番 石羽根正志 委員と私の二人で受けたいと思ひます。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根南地区、16番 松村 委員、17番 竹田 委員、申請番号2番、西根南地区、2番 日戸 委員、1番 三浦 委員、申請番号3番、西根北地区、13番 高橋 委員、7番 熊澤 委員、申請番号4番、松尾地区、18番 石羽根 委員、12番 立柳 委員、申請番号5番、松尾地区、同じく18番 石羽根 委員、12番 立柳 委員を指名します。

議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願ひいたします。

○議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』

議長（山本会長）

次に議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

平成 21 年 12 月 22 日付け農林水産省通知の一部改正により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますことから平成 31 年度の下限面積の設定につきまして、議案として上程いたします。

本年度につきましては「下限面積は現行の 50 a」ということで、別段の面積は設定しないことに、平成 29 年 12 月 25 日に開催された第 146 回農地部会会議において決定されております。

議案の 32 ページをご覧ください。議案内容についてご説明いたします。

来年度の方針は、地域を八幡平市全域のままとし、下限面積は 50a のままとし、別段の面積の設定しないことといたします。

理由をご説明いたします。一つ目は、2015 農林業センサスを基に集計を行った結果、市内各地区の 50 a 未満の農地を耕作する農家数が、いずれの地区においても 40%を超えておらず、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号の要件を満たしているためです。

経営別面積別農家数の割合は、次のページの下側にある「八幡平市経営面積別農家数」の一覧表太枠部分の割合となります。前のページにお戻りください。

次に、八幡平市における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積であることから、農地法施行規則第 17 条第 2 項が求めている要件を満たしているため。

最後に、耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合、下限面積は適用されないとの農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号によるためとなります。

関連する法令を抜粋して次の頁の上側に掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、別段面積の設定についての検討結果は、先に述べた農林水産省からの通知により、毎年公表しなければなりませんので、総会において決定された後は、市のホームページ等で公表したいと思います。以上、よろしく願います。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 7 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 7 号を採決いたします。本案について、「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』は、「可」と決定いたしました。

6 閉会 (13時58分)

議長 (山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局 (畑山事務局長)

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご着席願います。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年2月25日

会 長 _____

6 番 委 員 _____

1 5 番 委 員 _____

平成30年度 第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成31年1月25日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第11回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議 案 第 5 号
農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

議案第7号 別段の面積（下限面積）の設定について

6 閉 会

